

令和元年度第1回 長浜市公共施設マネジメント推進委員会 次第

日時：令和元年7月25日（木）10：00～

会場：長浜市役所5階 5－A会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議題

(1) 公共施設マネジメントについて

(2) 長浜市公共施設マネジメント推進委員会について

(3) 正副委員長の選出について

(4) 公共施設等総合管理計画の中間見直しについて

4 その他

・次回会議の日程調整について

5 現地視察

6 閉 会

【配付資料】

- ・ 資料1 公共施設マネジメント推進委員名簿
- ・ 資料2 公共施設マネジメントの意義と進め方
- ・ 資料3 長浜市公共施設マネジメント推進委員会規則
- ・ 資料4 長浜市公共施設等総合管理計画の中間見直しについて （4－1、4－2）
- ・ 資料5 日程調整表「第2回長浜市公共施設マネジメント推進委員会」

参考資料

1. 長浜市公共施設等総合管理計画(概要)
2. 長浜市公共施設等総合管理計画
3. 長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画
4. 長浜市附属機関設置条例
5. 附属機関の会議の公開等に関する要綱

長浜市公共施設マネジメント推進委員会名簿

(任期：令和元6月13日から令和3年3月31日まで)

No.	氏名	職名等	備考
1	石井 良一 (いしい りょういち)	滋賀大学社会連携研究センター教授	
2	岡井 有佳 (おかい ゆか)	立命館大学理工学部 教授	
3	片山 ひろみ (かたやま ひろみ)	長浜市文化芸術協会	
4	長谷 武二 (はせ たけじ)	長浜市スポーツ協会 会長	欠席
5	桐山 輝雄 (きりやま てるお)	長浜ビジネスサポート協議会 業務執行理事	
6	平井 和子 (ひらい かずこ)	長浜市社会福祉協議会 副会長	
7	山中 隆 (やまなか たかし)	杉野連合自治会長	欠席
8	森川 昇吾 (もりかわ しょうご)	上草野連合自治会長	
9	金森 敏彦 (かなもり としひこ)	第二連合自治会長	欠席
10	石田 孝男 (いしだ たかお)	公募市民	

資料 2

公共施設マネジメントの意義と進め方

令和元年7月25日

滋賀大学産学公連携機構 教授
石井 良一

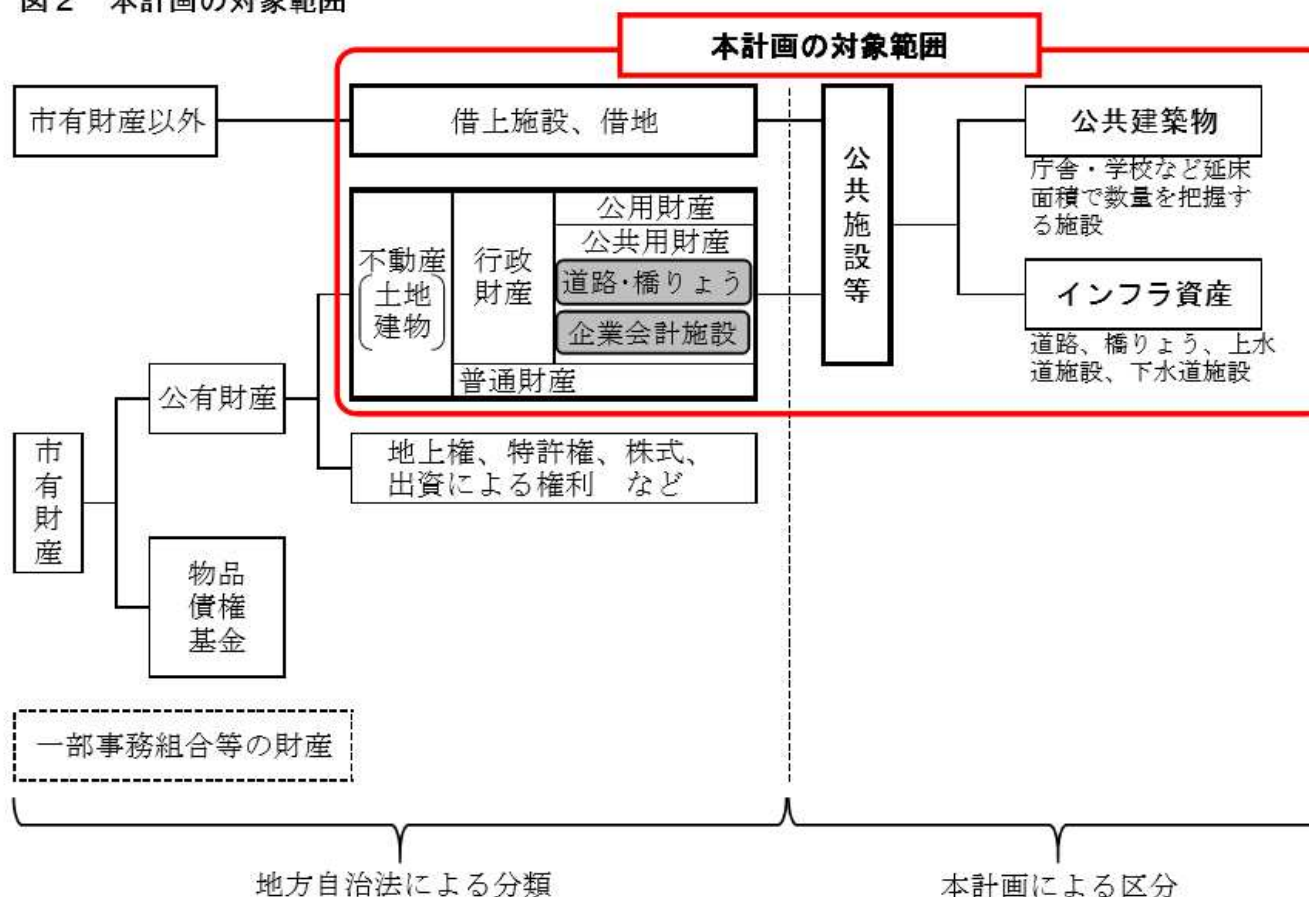
公共施設等の老朽化

公共施設マネジメントとは

公共施設再編の事例

- 「公共施設等」とは、地方自治法上、公有財産のうち不動産（土地・建物）に属する行政財産（道路・橋りょうや企業会計施設を含む）及び普通財産（借上施設等も含む）をいう。庁舎・学校などの「公共建築物」と、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設の「インフラ資産」に区分できる。

図2 本計画の対象範囲



公共施設等の老朽化 公共建築物の建設状況



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

- 公共建築物は高度成長期に多く建設され、長浜市においては、2013年度末現在、公共建築物の39%が建設から30年以上、60%が建設から20年以上を経過。築30年以上の建物の割合は、10年後には60%、20年後には87%にまで増加と予想。
- 建築物の耐用年数は40～50年で、順次、大規模改修や建替が課題となる。

主な減価償却資産の耐用年数

鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	34
	その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	31
	その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38

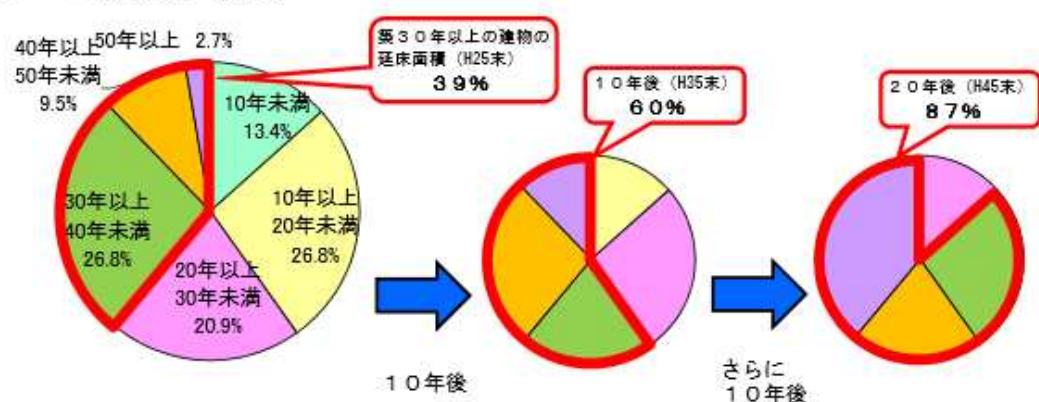
（出所）国税庁

図22 年度別整備延床面積の状況



出典：公共施設調査票のデータを基に作成

図23 公共建築物の築年数



出典：公共施設調査票のデータを基に作成

公共施設等の老朽化

公共建築物の老朽化



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

- 2016年4月14日、16日に起こった熊本地震において、次の5市町において庁舎が大きく損壊。これらは、築30～50年で、老朽化が主原因。
 - ・八代市役所(1972年、築44年)→千丁支所へ
 - ・人吉市役所(1962年、築54年)→庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ
 - ・宇土市役所(1965年、築51年)→市民体育館へ
 - ・大津町役場(1968年、築48年)→近隣町施設へ
 - ・益城町役場(1982年、築34年)→中央公民館へ
- その他、老朽化した公共建築物やインフラ資産に大きな被害。



損壊した宇土市役所は4階部分がつぶれるなど地震の爪痕が生々しく残る＝23日、熊本県宇土市（撮影・前田倫之）



天井や壁が剥がれ落ちた大津町役場3階の総務課＝19日、熊本県大津町（撮影・梅本邦明）

公共施設等の老朽化 インフラ資産にも危機の予兆が見られる



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設 (水門等) [約1万施設 ^{注3)}]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長: 約47万km ^{注4)}]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

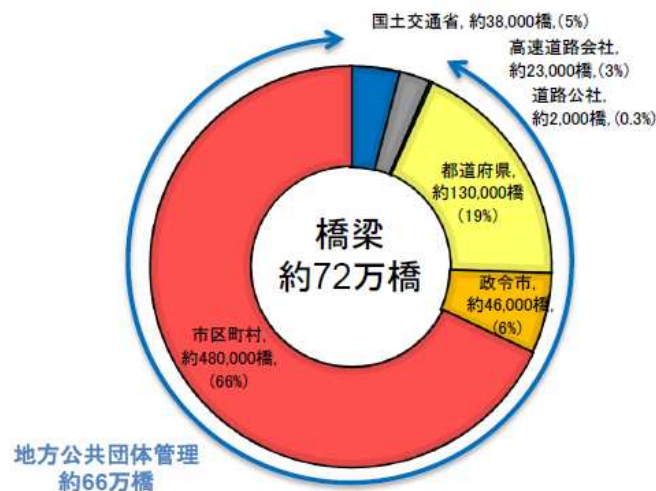
道路・橋梁	● 木曽川大橋(延長858m)などで、鋼部材の腐食・疲労による破断事例が発見。 ● 2012年12月、中央自動車道上り線笹子トンネルで天井板のコンクリート板が約130mの区間にわたって落下し、走行中の車複数台が巻き込まれて9人が死亡。
下水道	● 1980年以降、管路施設の老朽化等に起因した道路陥没が増加傾向。(平成26年度には約3,300箇所)
水道	● 2006年、広島県呉市で送水トンネル崩壊事故が発生した。72,000人の住民と7社の企業に対する水道の供給が、約1週間から2週間にわたって停止。 ● 八戸市では配水管の溶接ミスに端を発した断水が発生。2008年の年末年始にかけて約9.3万世帯断水。

(出所)野村総合研究所

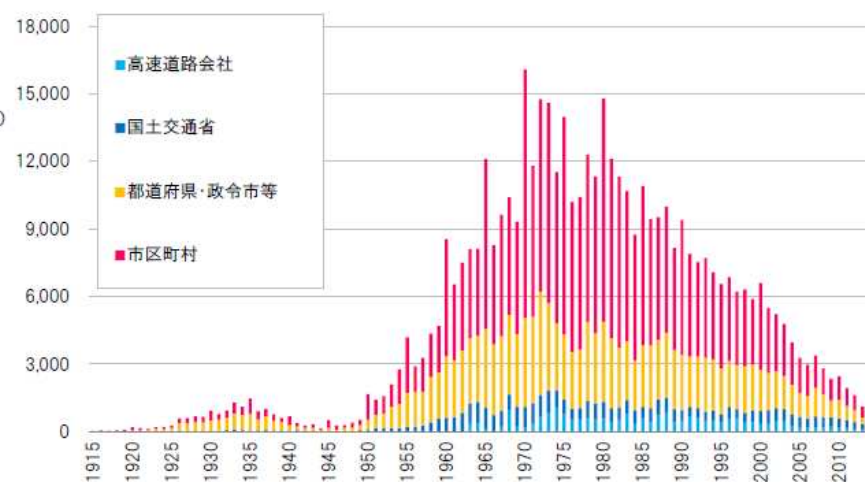


橋梁の現状

○道路管理者別

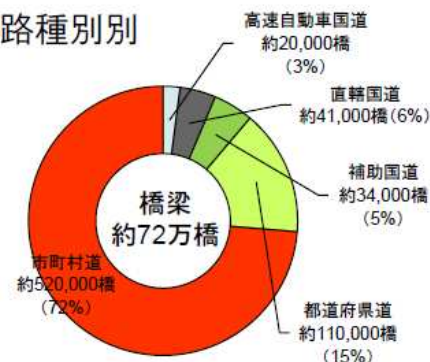


○建設年度別橋梁数

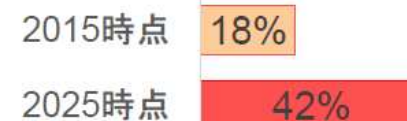


※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(参考) 道路種別別



○建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26 12時点)

公共施設等の老朽化 河川護岸も順次耐用年数を迎える



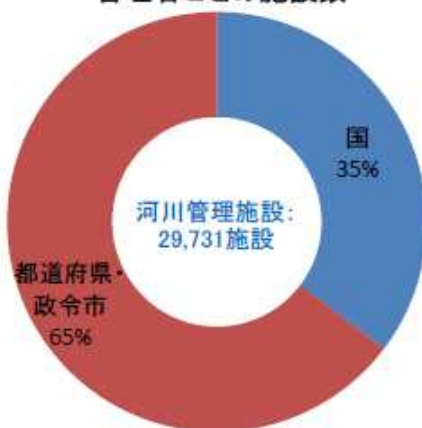
SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

河川

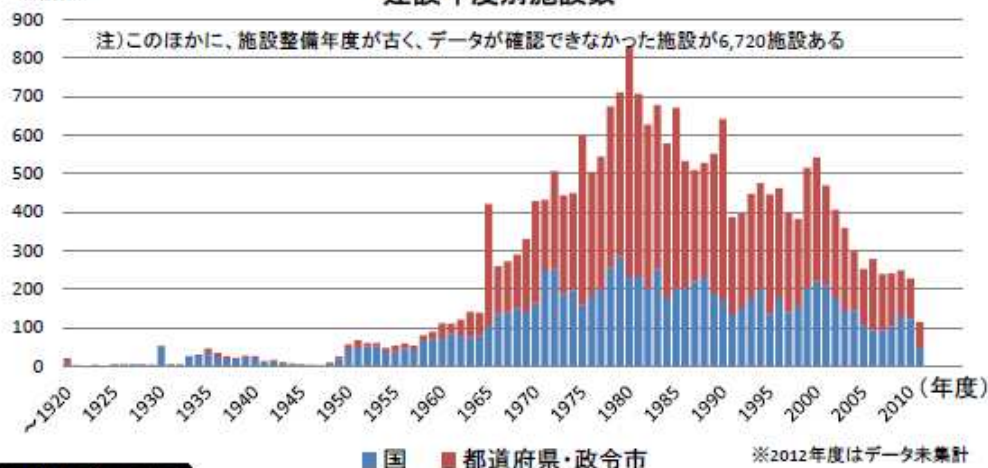
※国には国土交通省所管の水資源機構管理施設を含む

管理者ごとの施設数



(施設)

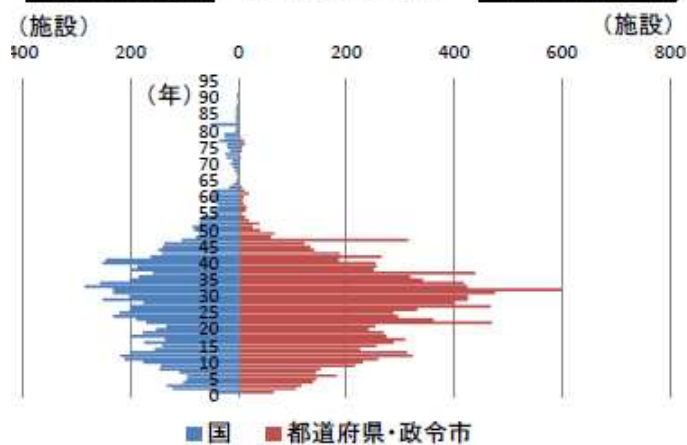
建設年度別施設数



平均年齢:30年

ストックピラミッド

平均年齢:27年



(対象施設)

国:

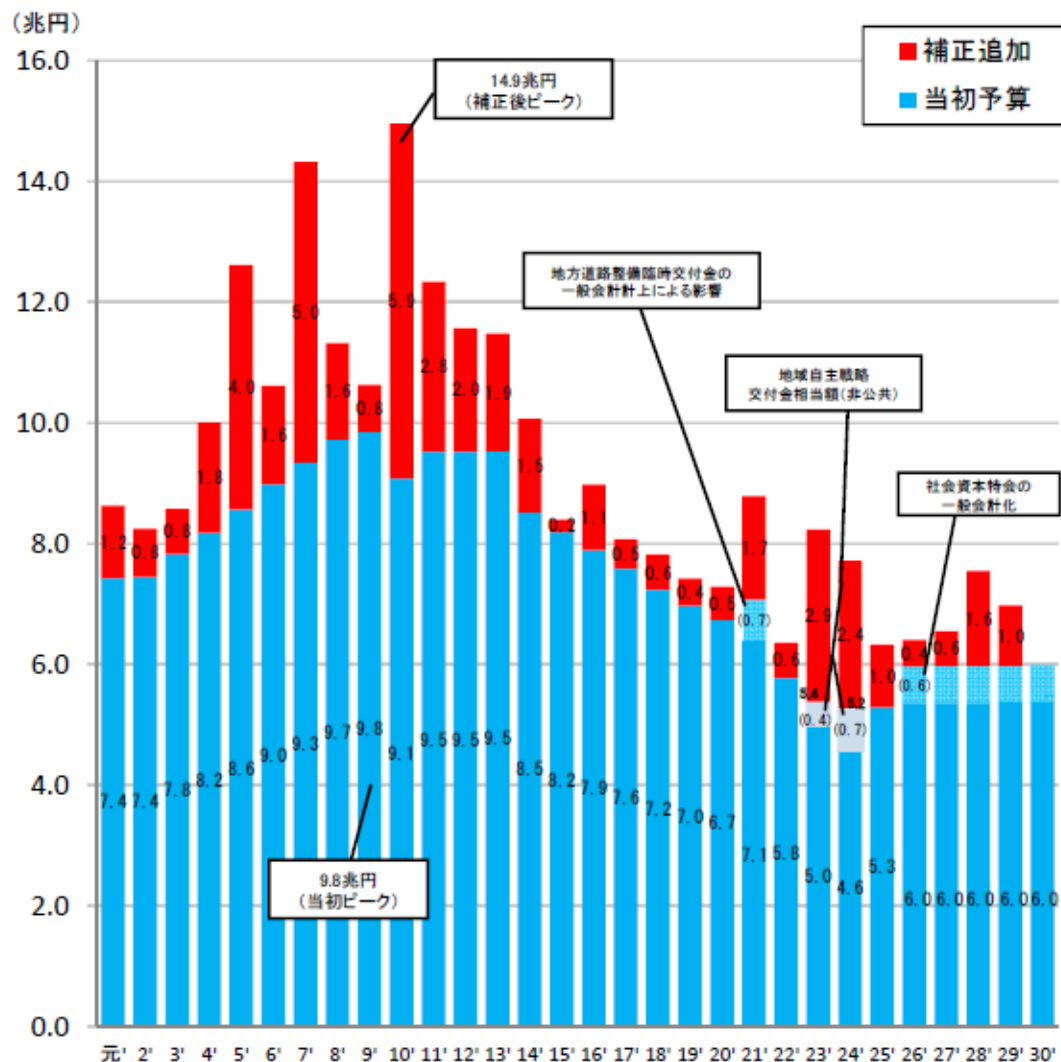
堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム

都道府県・政令市:

堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム

出典:国土交通省調べ

公共事業関係費の推移



公共施設等の老朽化 高度経済成長期に集中整備された社会資本は、更新のタイミングを迎えている が財源が不足

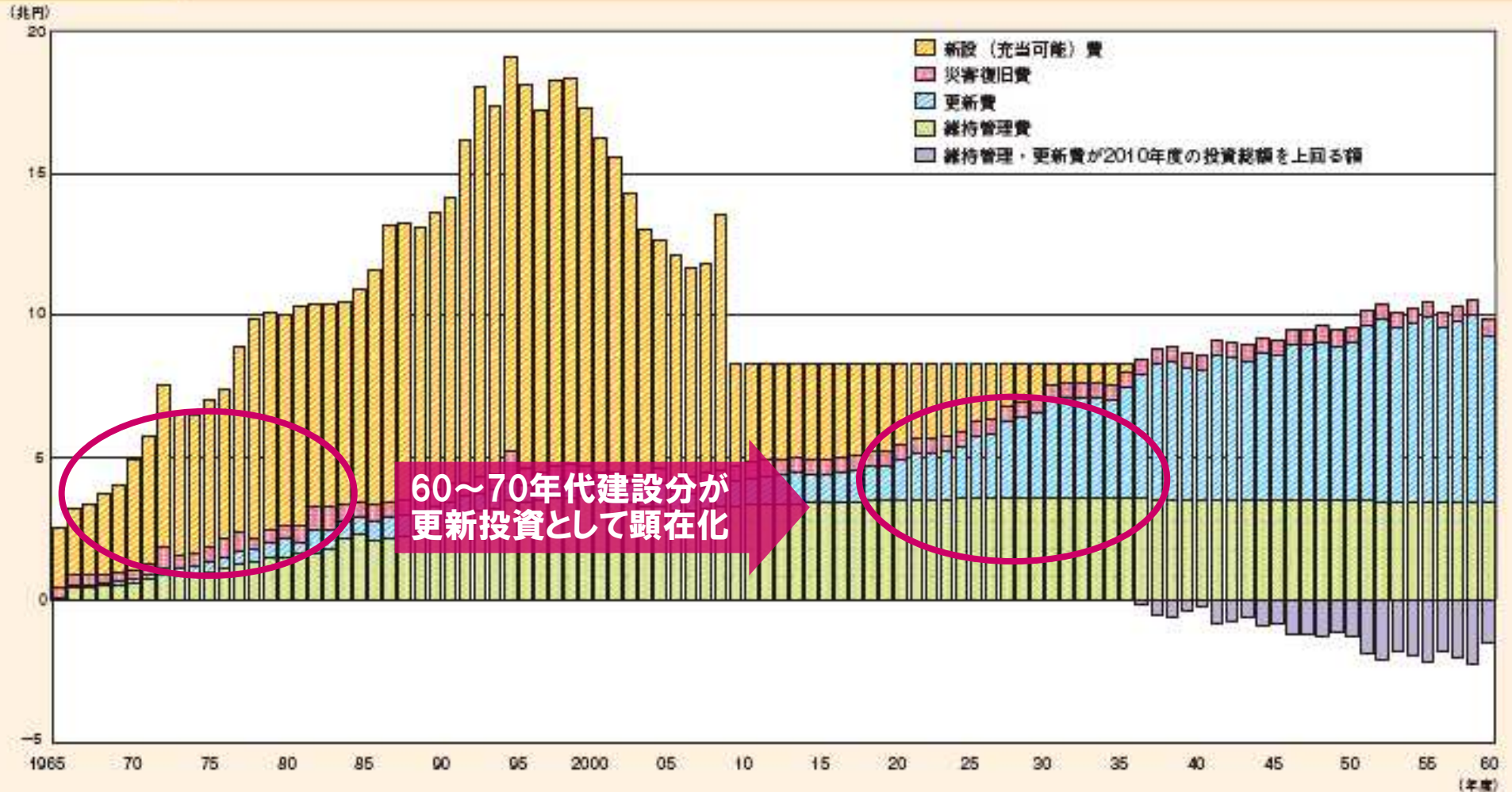


SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

図表 152

従来どおりの維持管理・更新をした場合の推計



出所) 国土交通省「国土交通白書」

本資料の内容の無断転載・複製を禁じます。すべての内容は日本の著作権法および国際条約により保護されています。

Copyright© 2019 Shiga University Social Cooperation Research Center. All rights reserved. No reproduction or republication without written permissions

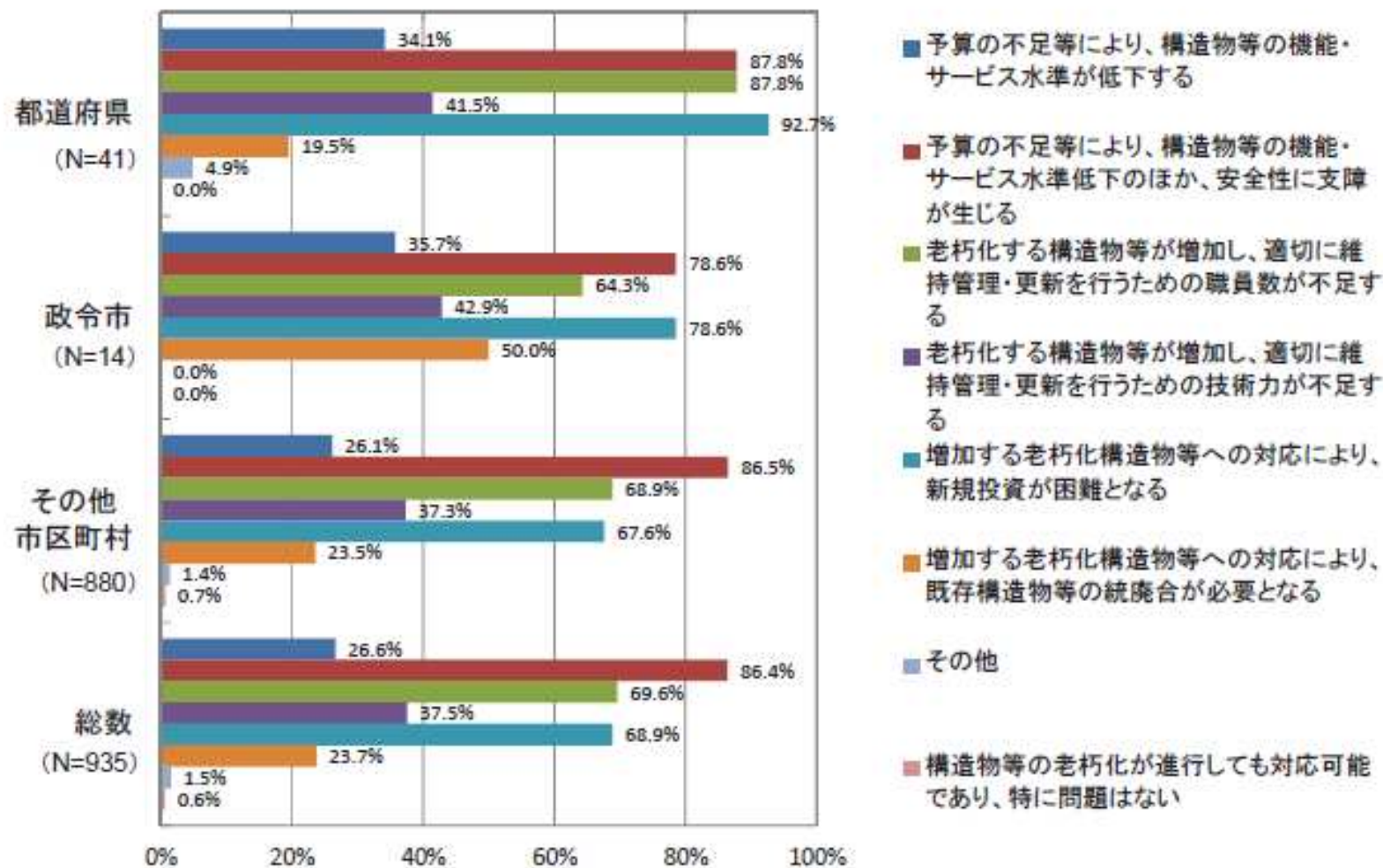
公共施設等の老朽化 自治体でも予算不足等により安全性確保に懸念



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

貴団体において、公共構造物・公共施設の老朽化が進行する中で、今後懸念されることは何ですか？（複数選択）



① 公共施設等の老朽化

・築年数が40年以上の建築物やインフラが増加し、その対応が必要。

② 合併による施設の重複

・長浜市のような合併市町では、施設が重複しており、人口1人あたりの建物床面積が多い。

③ 人口の将来的な減少

・人口減少が見込まれ、特に小中学校など児童関連施設において、施設の適正化が必要。

④ 管理運営、改築経費の制約

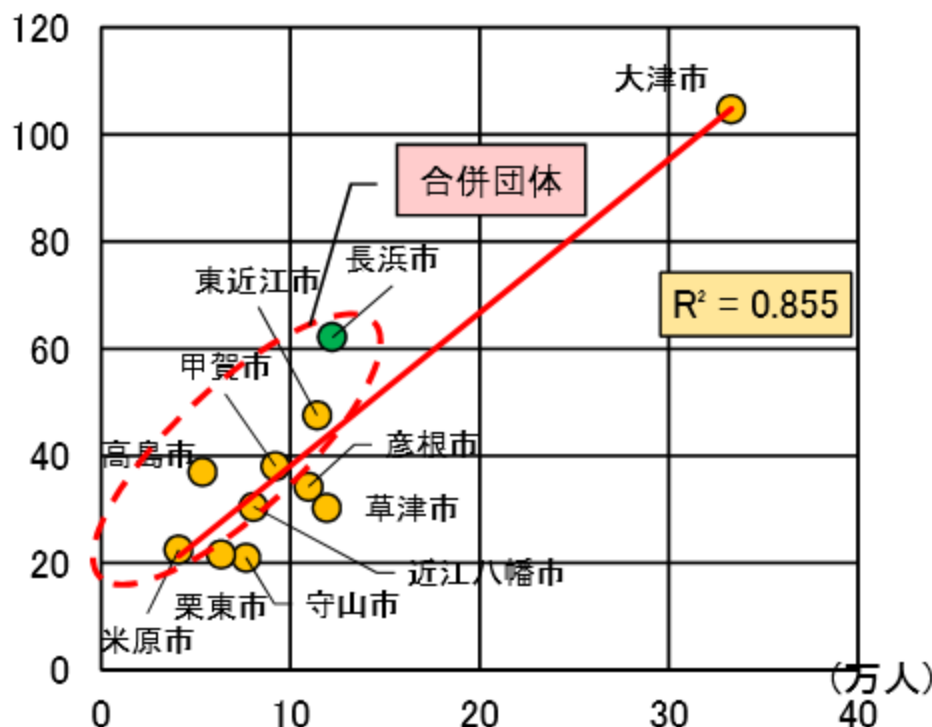
・今後とも扶助費の増加が見込まれ、建設関連事業費の抑制が不可欠。

⑤ 公共サービスの提供方法の変化

・戸籍、住民票のコンビニ交付、公民館のコミュニティ施設化、民間による公共施設の運営など公共サービスの提供方法が変化、

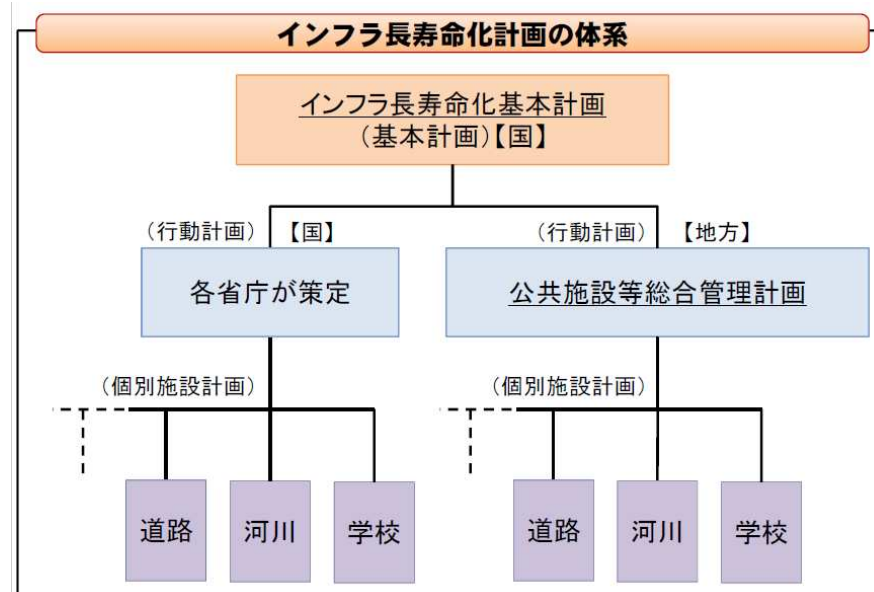
図21 県内各市の人口と建物の延床面積

(万 m^2)



出典：東洋大学PPP研究センターの「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」のデータを基に作成

- 笹子トンネル事故を受けて、政府は2013年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定。2014年5月には他の省庁に先駆けて、国土交通省は所管するインフラについて、「インフラ長寿命化行動計画」を策定。国土交通省は、各自治体の行動計画策定を支援。他省庁も続く。
- 2014年4月22日に、総務大臣は自治体の首長に、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請。計画策定に要する経費について、特別交付税措置（措置率 1/2）、計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）。
- ほとんどの自治体で気づいていたものの公共施設等の現状把握や最適化の検討はこれまでなされていなかった。
- 長浜市は、2015年3月に「長浜市公共施設等総合管理計画」、2017年3月に「同個別施設計画」を策定。現在、それに基づき、最適化を推進中。



公共施設マネジメントとは 公共施設等の長期的な運営管理の最適化をめざす



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

■「公共施設マネジメント」とは、地方自治体が保有、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

■ 公共施設マネジメントの取り組みは、大きく分けて4つのステップ。

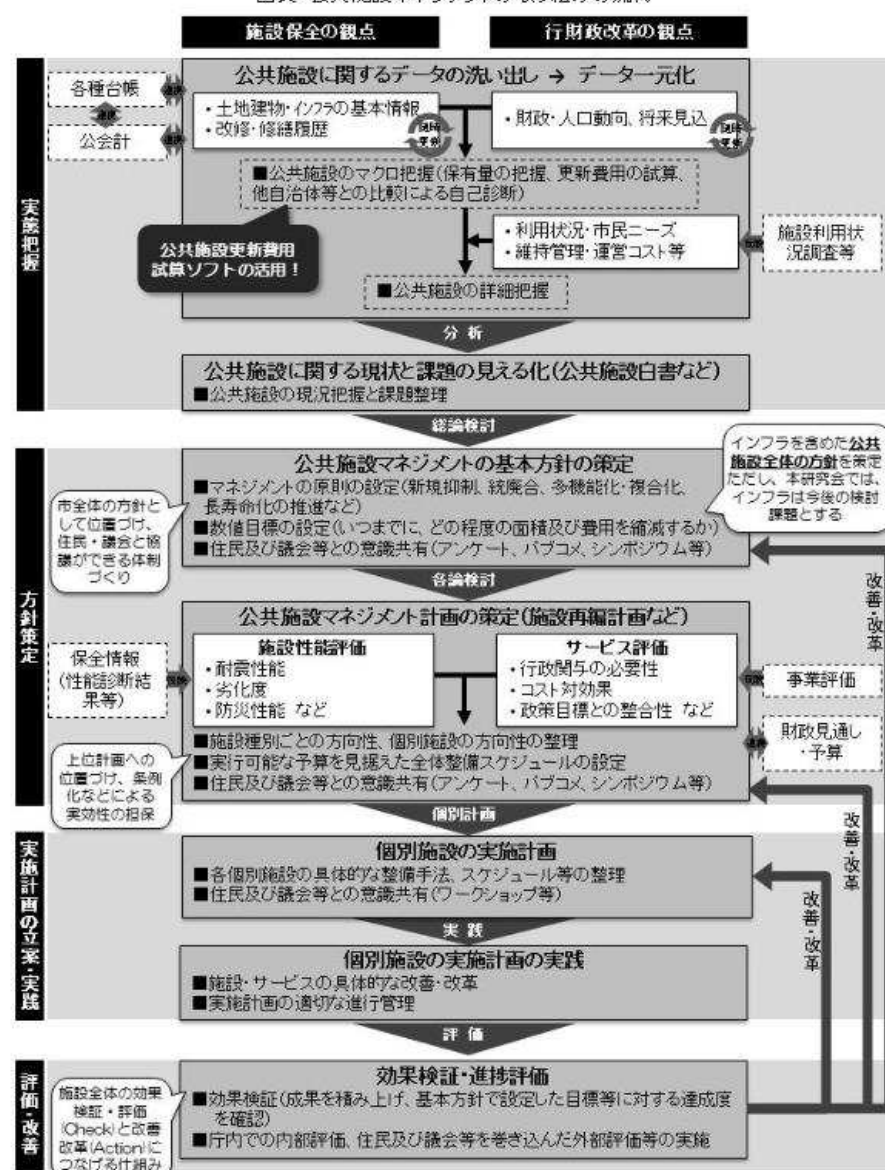
第1ステップ「公共施設の実態把握」

第2ステップ「公共施設マネジメントの方針策定」

第3ステップ「個々の施設の実施計画の策定及び計画の実践」

第4ステップ「評価・改善」

図表 公共施設マネジメントの取り組みの流れ



長浜市公共施設マネジメント計画の基本方針

- 最適化を検討するために、現状の公共建築物、インフラ資産のデータベースを策定し、将来の維持管理コスト(LCC)を試算し、市全体の縮減目標を設定するとともに、個々の施設についての評価を実施し、方向性を検討。
- 長浜市では、最適化にあたって、基本方針を明示。

① 適正配置

施設の適正配置の観点から、施設の更新(建替)又は大規模改修(長寿命化)を行う場合はゼロベースで検討し、**施設を新設する場合は他の施設の統合を前提**として建設(延床面積を40年間で34%、当初の10年間で6%縮減)。

② 質の向上

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の除却や新しい施設の**複合化・多機能化を推進**するとともに、**民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入**します。

③ 更新費用・管理運営費の財源確保

除却した施設の土地については、売却や貸付等により、更新費用や管理運営費の財源確保に努めます。

公共建築物評価

資産データベース
LCCライフサイクルコスト試算

必要性

- ・ニーズの大きさ
- ・利用者満足度
- ・政策目標の実現度
- ・LCCからみた効率性
- ・代替施設、競合施設の有無 など

物理的性能

- ・構造
- ・劣化度
- ・耐震性
- ・設備の状況 など

経済的価値

- ・立地環境
- ・インフラ整備、施設集積
- ・土地利用規制 など

評価

公共建築物評価による対応方向

必要性	物理的性能	経済的価値	対応方向
高	高	高	維持、改修 機能集約化の受皿
		低	
	低	高	移転(跡地の処分)
		低	建替、増改築、改修
低	高	高	売却、貸付
		低	貸付、転用
	低	高	跡地の売却、貸付等
		低	跡地の転用

公共施設再編の事例 京都市御池中学校



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

- 京都市御池中学校は、城翼・柳池・滋野の3中学校を統合し、中学校、乳幼児保育所、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター、御池通にふさわしいにぎわいを創出する施設やオフィススペース等を併設する複合施設として平成18年4月に完成・移転。

- PFI事業として民間企業が一括して建設、管理運営。



施設内容

○京都御池中学校(約11,600㎡)

- ・教室24室
- ・多目的教室(少人数教育, 学年単位の対応可)
- ・図書室(4教室分の大きさ)
- ・運動場(約2,700㎡)
- ・プール(屋上6コース, 25m)

○乳幼児保育所(約1,000㎡)

- ・保育室(定員90人:0歳児~5歳児)
- ・子育て支援室, 一時保育室等

○老人デイサービスセンター(約650㎡)

- ・機能訓練室, 食堂, 浴室等

○在宅介護支援センター(約100㎡)

- ・相談室, 介護機器展示コーナー

○拠点備蓄倉庫(約180㎡)

- ・災害応急用物資備蓄倉庫

- ・規模 地上7階(一部6階), 地下1階
- ・延床面積 約20,000㎡

○オフィススペース(教室への転用も検討)

- ・大講義室, 執務室等

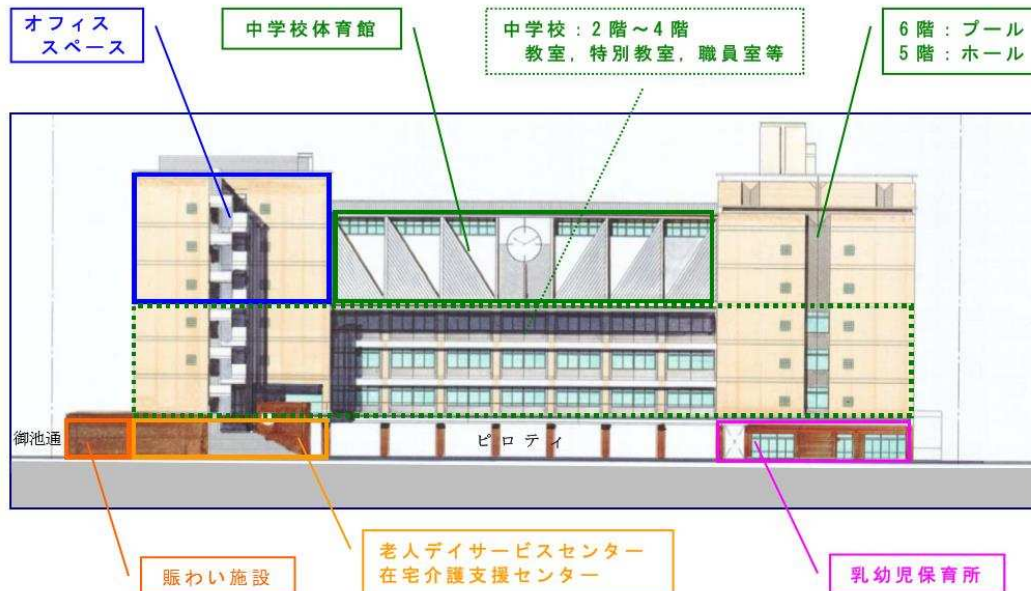
○賑わい施設

- ・御池通にふさわしいにぎわいを創出する施設

○地域便益施設

○観光トイレ

- ・時代祭等の観光客等も利用できるトイレ



(出所)京都市資料

公共施設再編の事例 習志野市大久保地区公共施設再生事業



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

事業の概要

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。

事業のポイント

習志野市の公共施設再生のモデル事業



事業の効果

- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
- 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
- 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

公共施設再編の事例 東成瀬村東成瀬小学校



SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター



秋田県東成瀬村立東成瀬小学校

(なるせっ子夢センター(なるせ保育園、なるせ児童館)、村民体育館との複合施設)

学校施設の複合化の例



なるせっ子夢センター整備の背景

* 村で進行する少子化や保護者の就業の多様化に伴い、保育・サービス形態も大きな転換期を迎えていることや、幼小連携、子育て支援といった新たな行政施策の必要性、施設の老朽化や効率的な施設運営への対応など、一連の山積する課題への対応について検討

* 平成19年の「東成瀬村就学前の保育・教育を考える会」の保育所統合と子育て支援の環境整備という提言や、保護者の意見等を踏まえ、送迎の便や安全安心、余裕のある敷地等を考慮し、東成瀬小学校に隣接する形で建物を整備

各施設概要

○東成瀬小学校

- ・延べ面積 1,984㎡
- ・児童数121名
- ・学級数7(うち特支1)
- ・職員数:17名
- ・複合施設(保育所、児童館)にある多目的室(356㎡)をランテイルームとして活用
- ・複合施設(村民体育館)を学校体育館として優先的に使用している
- ・児童と保育園児との積極的な交流を実施(運動会、小学生による読み聞かせ、遊具開放 等)
- ・個に応じた指導を充実させている(算数・国語等でのIT・少人数指導、理科の専科制指導 等)
- ・近隣の中学校と連携した教育を実施している



交流

○なるせっ子夢センター(なるせ保育園、なるせ児童館、多目的室からなる2階建建物)

なるせ保育園

- ・延べ面積 約990㎡
- ・定員 90名(H25.4.1現在83名)
- ・職員 22名
- ・産後8週目から受け入れ可能。0歳児から5歳児まで一貫した保育を目指している
- ・小学校との連携の他、地域との連携も積極的に実施(デイサービス訪問、読み聞かせ等)

児童館

- ・延べ面積 約630㎡
- ・職員 9名
- ・月曜日から日曜日まで開館
- ・乳幼児から高齢者まで利用可能
- ・放課後子どもプランの活動場所にもなっている
- ・子育て支援として、育児相談や子育て講座等を実施している

○村民体育館

- ・延べ床面積 1,490㎡、2階建てで、1階のアリーナはバスケットボールコートが2面とれる大きさ。2階にはトレーニング機器を備えたスペースがある。土日や夜間は一般住民が利用。

管理運営の状況

	保育園 児童館	小学校	体育館
管 理	教育委員会 (民間委託)	教育委員会 (民間委託)	教育委員会 (民間委託)
運 営	教育委員会 (民間委託)	教育委員会	教育委員会 (民間委託)

事務委任(防犯等の管理、運営)



首長部局は、地方自治法180条の2に基づき、その権限に属する事務の一部を、教育委員会の執行機関の事務を補助する職員に委任させている。

予算の補助執行(管理費、運営費を一括して執行)



首長部局は、地方自治法180条の2に基づき、教育委員会に予算の補助執行をさせている。

理由:事務が煩雑にならないよう主たる施設である小学校を所管する教育委員会に一本化

21

インフラ長寿命化の事例 札幌市(予防保全型維持管理)



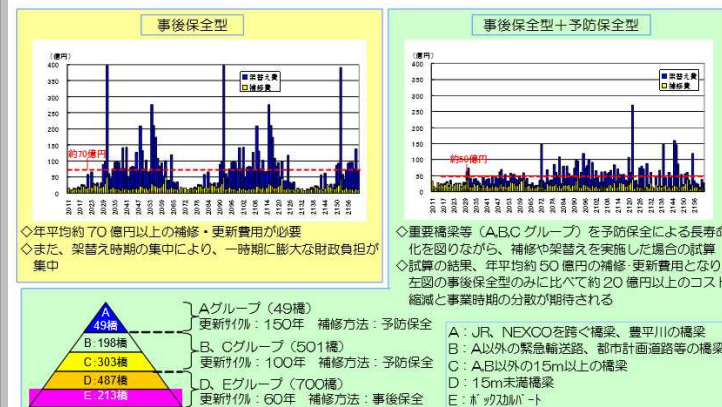
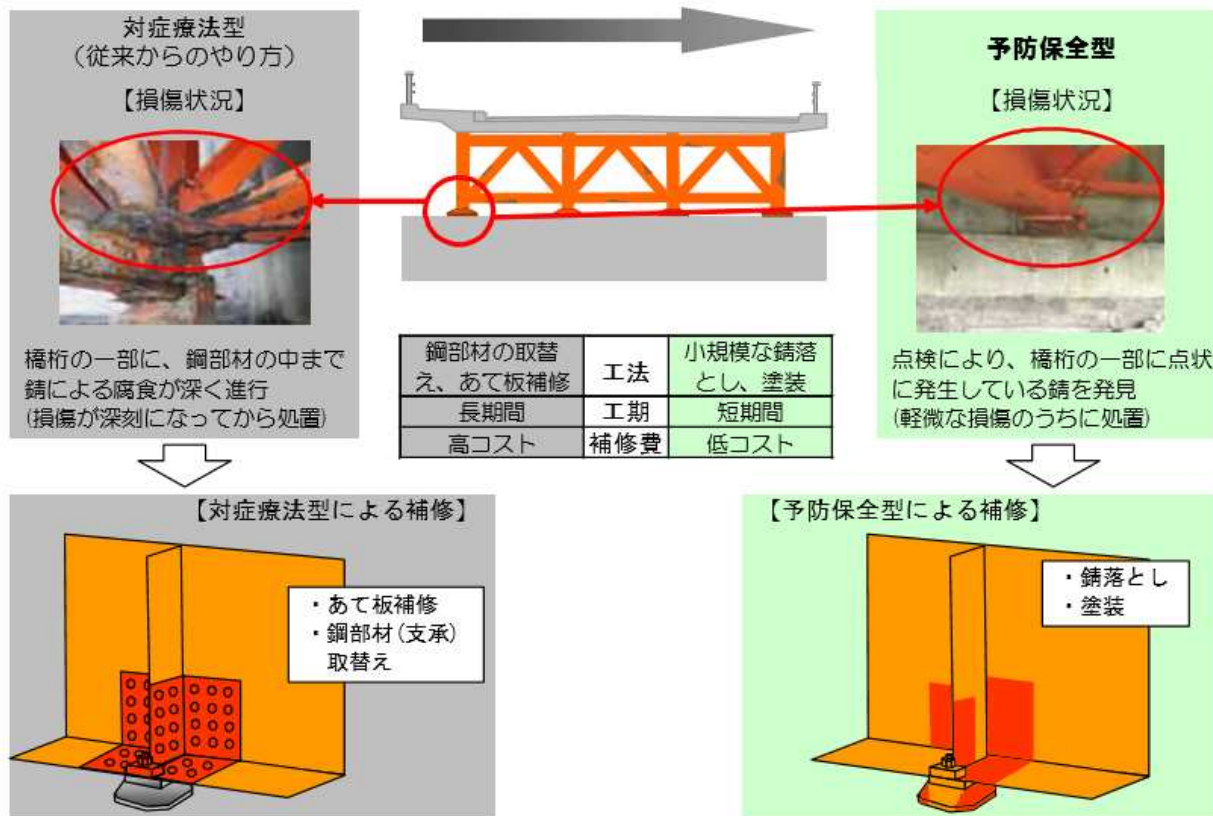
SHIGA UNIVERSITY

滋賀大学社会連携研究センター

参 考 (予防保全型の維持管理を導入した場合の効果事例)

◆予防保全とは、定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の、軽微な段階で補修し長く使うことである。

・対症療法型から予防保全型への転換



○長浜市公共施設マネジメント推進委員会規則

平成26年4月1日規則第10号

最終改正 平成30年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関し、調査し、及び審議すること。
- (2) 公共施設の管理の最適化に関し、調査し、及び審議すること。
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民団体等から推薦を受けた者
 - (3) 公募市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、総務部公共施設マネジメント課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

長浜市公共施設等総合管理計画等の中間見直しについて

1 計画の概要

(1) 長浜市公共施設等総合管理計画

本市の合併基本計画（平成 26 年 10 月変更）における「公共的施設の統合整備」を具体的に進めるための基本方針をまとめたもの。

【計画期間】平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間

(2) 長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

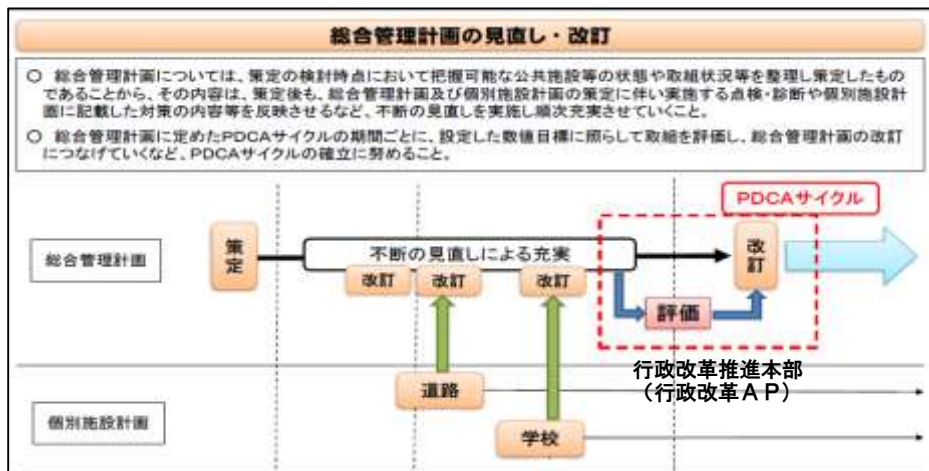
総合管理計画の目標や方針を実現するために、施設類型ごとに具体の対応方針を定めたもの。

【計画期間】平成 29 年度から令和 6 年度までの 8 年間

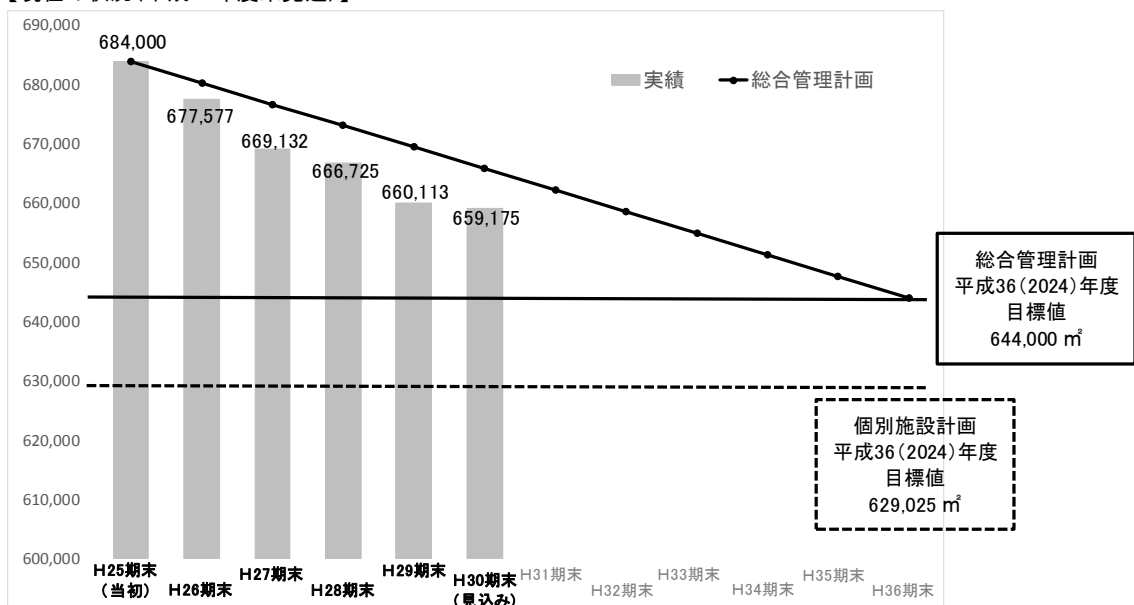
2 中間見直しの趣旨

総合管理計画は、10 年間という長期の計画であるため、中間時点のフォローアップとして、5 年後となる令和元年度末を目処に関連計画である個別施設計画とあわせて中間見直しを行うもの。

なお、今回の中間見直しでは、社会情勢等の変化や関連する重要な計画の変更等についてもあわせて把握し、当初策定時に定めた方針や目標値等の検証と課題整理を行う。



【現在の状況（平成30年度末見込）】



3 中間見直しの主な内容

(1) 総合管理計画

①国の策定指針改訂に伴う見直し

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂に伴う見直し

- ・中長期的な維持管理更新等に係る経費の見込みについて整理
- ・ユニバーサルデザイン化推進方針について記載 等

②インフラ資産の移管に伴う見直し

長浜水道企業団に上水道施設移管（平成29年4月）に伴う見直し

③進捗状況等の反映

床面積の削減の進捗状況等の反映（平成30年度末時点）

(2) 個別施設計画

①新たな方向性の反映

新たに施設のあり方や方針が決定された施設について、具体的な方向性を記載

②現状や課題等の反映

社会情勢等の変化に伴う変更点の反映

4 中間見直しの体制（資料4-2イメージ図参照）

(1) 公共施設マネジメント推進委員会

- ・学識経験者、市民団体等から推薦を受けた者等で構成
- ・計画の見直し案に対する審議（意見・助言を聴取）

(2) 市民意見の反映

パブリックコメントの実施

(3) 庁内体制

- ・関係課（施設・インフラ資産を所管する課）
- ・行政改革推進本部幹事会
- ・行政改革推進本部会議

5 中間見直しの主なスケジュール

平成31年 3月	計画中間見直し作業着手
令和元年 5月	関係課説明会・照会
7月	関係課ヒアリング、第1回推進委員会
～8月	素案作成
9月	第2回推進委員会【素案審議】
～10月	原案作成
11月	第3回推進委員会【原案審議】 ※素案からの修正内容に応じて開催
～12月	パブリックコメント
令和 2年 2月	第4回推進委員会【最終承認】、計画中間見直し完了

■ 中間見直しの体制（イメージ図）

